

一般社団法人千葉看護学会 代議員、役員選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉看護学会（以下、「この法人」という。）の定款第11条に定める代議員及び第20条に定める理事及び監事（以下、「役員」という。）の選出に関し、必要なことを定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙及び役員選挙のために、選挙管理委員会を置く。

- 2 理事会は、会員の中から1名の委員長を含む5名の選挙管理委員を選任し、理事長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員の任期は、選任の時から選挙結果の報告を行う代議員総会の終結の時までとする。
- 4 選挙管理委員会は、選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成、選挙の公示、開票、当選者への通知、代議員総会への報告等の選挙に関する事務を行う。

(代議員選挙)

第3条 代議員選挙は、4年毎に実施する。

- 2 選挙年の4月1日時点で前年度の会費納入済みの正会員は選挙権を有する。
- 3 前項に加えて、入会から2年を経過した正会員は被選挙権を有する。
- 4 代議員の定数は、選挙年の4月1日時点の正会員の20分の1の割合とし、端数は切り上げる。

(投票)

第4条 投票は、郵送方式若しくはインターネット方式により実施する。

- 2 投票は、無記名投票とし、定数以内を連記する方法とする。
- 3 得票数の多い者数から順に定数に達するまでの者を当選とする。定数に達する順位の者が複数の場合は、会員歴が長いものを当選とする。当選者が辞退した場合は、次点の者を当選とする。
- 4 以下の投票は、これを無効とする。
 - (1) 所定の期日を過ぎて行われた投票
 - (2) 正規の投票用紙及び封筒、若しくは正規のインターネットシステムを用いない投票
 - (3) 定数を超過して連記された投票、被選挙権を有しない者を記載した投票、その他所定の記載が無い投票

(役員選挙)

第5条 役員選挙は、2年毎に実施する。

- 2 前項の代議員選挙の当選者は、役員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。
- 3 選挙で選ばれる役員の定数は、理事会の決議により決定する。
- 4 役員選挙の投票に関する事項は、第4条の規定を準用する。
- 5 理事と監事の両方について当選者となる場合は、いずれか得票数の多い方の当選者とする。両方に同数の得票を得たものは理事の当選者とする。

(附則)

- 第6条 本規程に基づく最初の代議員選挙は2023年6月に実施し、現千葉看護学会の正会員によって行われる。
- 2 本規程に基づく役員選挙は2023年7月に実施される。
 - 3 前二項のいずれの選挙も、2024年4月に法人が設立した当初の代議員及び役員を決定するものとし、任期もその時点を開始とする。